

水洗化に伴う融資あっ旋制度について

● 水洗化の義務

下水道本管が整備され下水道が使える環境になった区域の汲み取り便所につきましては法律(下水道法第十一条の三)により3年以内に水洗化することが義務づけられています。(し尿のみを処理する単独浄化槽もこの対象です)

● 融資あっ旋制度

水洗化工事には多大な費用が掛かります。

市では一日でも早く水洗化工事を進めていただくため、水洗化工事に要する費用の融資あっ旋制度を行っています。

● 融資あっ旋の額

工事に必要な資金を水洗化工事1件につき130万円を貸付限度額とし、4年(48回)以内の元金均等月賦償還です。

当初貸付金のうち100万円分までの利子は、その全額を市が補給します。

● 融資あっ旋の対象者

1. 下水道使用の公示された日から3年以内に水洗便所、排水設備等の設置または改造をする人
2. 市税や下水道受益者負担金を滞納していない人
3. 融資を受けた資金の償還能力がある人

※新築や官公署・法人その他の事業所等の場合は対象となりません

融資あっ旋制度を申し込まれたい方や詳細説明をご希望の場合は、中津川市役所下水道課までご連絡ください。